

「(仮称)鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」素案についての庁内からの意見募集結果とその回答

<実施期間 平成30年11月26日～12月25日>

*意見は、一部内容を要約しています。

項目	意見	回答	部
条例の位置づけ	<p>「鎌倉市都市マスター・プラン/Ⅲ部門別方針/8健康福祉のまちづくりの方針」において健康福祉のまちづくり方針の考え方を示しています。この中で、【2.考え方】において「1)地域包括ケアシステムの構築」「2)総合的な取り組みの推進」「3)ノーマライゼーションの実現」「4)クオリティオブライフ(QOL:生活の質)の向上」を掲げ、高齢者も障害者も子どもも安心して快適に過ごせるまちを実現するための方針を示しています。</p> <p>また、V実現の方途において、市民主体のまちづくりの推進を掲げています。この中で、市民主体のまちづくりを進めるために、【市民による調査、計画立案の実施、促進】【市民の貢献】【市民参加の機会の保障】を示しており、市民が主体となるまちづくりに対する支援として、支援の実施や情報発信の充実及び情報交換・協議の場の整備を図ることとしています。</p> <p>都市マスター・プランの内容と整合が図られるような制度設計にご配慮願います。</p>	<p>この条例の理念は、現在進めている各行政計画、施策等を進める上での基本的な考え方となるよう考えており、都市マスター・プランの内容とも整合が図ることができる内容と認識しています。</p>	まちづくり 計画部
対象者	外国人労働者に対する新たな視点は必要ないか。	この条例は、対象を全ての市民としており、外国人労働者のみを対象とした規定は設けていませんが、外国人労働者も含めた市民が、様々な主体と協力しながら共生社会を実現することを理念として規定しています。	健康福祉部
対象者	前文で、「誰でもその人らしく」、「すべての人が安心して生活するには」と、この条文の基本的な認識や制定に向けた決意を明記しているに係わらず、対象を市民、市内事業者に限定しているように見える。例えば、本市に来訪する観光客や一時滞在者及び通過者はこの条例の対象にならないのか。条例の対象者が不明瞭に思えるので、対象者をどう考えるか。	観光客や一時滞在者及び通過者についても共生社会を構成する一員であると考えていますが、この条例においては対象をしていません。市民にとって共生的な社会は、観光客や一時滞在者、通過者にとっても、共生的な社会であるものと認識しています。	都市整備部
条例に基づく事業	政策会議での説明では、特段新たな事業を伴わないとのことであったが、何らかの施策を設定しておいた方が良いのではないか。(例えばシンポジウムなど)	この条例の規定により直接実施する事業はありませんが、条例の理念や基本的施策に基づき、講演会やワークショップなどを複合的に行う啓発イベントなどの開催などの啓発活動や支援体制の整備について、新たに実施していく予定です。	共創計画部
前文	憲法の引用はいいが、「すべての国民」と頭出しされると、本条例では、外国籍市民も対象としているようなので違和感を覚える。引用する必要があるのであれば、【説明】に補足が欲しい。	前文の多様性の例示に、「国籍」を追加したほか、内容説明も分かりやすく補足します。	健康福祉部

項目	意見	回答	部
前文	共生条例制定の前提があったのか、条例制定の理由に唐突さを感じる。「本市では、だれもが安心して暮らせるよう今まで様々な取組を進めてきたが、未だ生きづらさを感じている方々が数多くいることから、このたび、本条例を制定します」といったような文脈で記載した方が自然に受け入れられると考えるがどうか。	この条例の趣旨は、社会的少数者の生きにくさなどに配慮して、共生社会を実現することであり、このことを示すために、前文では、生きにくさを感じている人がいることに気づくきっかけとなるような記載としています。	健康福祉部
前文	「周囲がその生きづらさを～本人への配慮」あたりの表現は、ある状況を「ふつう」と感じている多数派が「生きづらさや居心地の悪さを感じている」少数派に配慮すべき、と条例で謳っているように読めてしまい、これにより、少数派の生きづらさや居心地の悪さをさらに助長し、自分はふつうでないことを感じさせてしまう恐れがあると思う。この部分を削除しても、前文の意味・内容には影響が無いかと思うので、削除のうえ書き振りを調整したほうが良いのではないか。		市民生活部
前文	下から5行目の「少しずつ」の「ずつ」は必要か。	ご指摘により、文言を整理します。	健康福祉部
用語の意義	前文で「共生社会」を説明しているので、定義あらためて共生社会を定義する必要があるか。微妙に違っているのではないか。	この条例において目指す共生社会は、どのような社会かということを明らかにするため、用語の定義をしていますが、前文では、文章に合わせて分かりやすいように表現しています。	共創計画部
用語の意義	(仮)鎌倉市観光等マナー向上に関する条例案では、市民の定義を「市内に居住する者」としており、通勤・通学者を含めていない。両条例間で整合を図る必要があると思われ、通勤・通学者も含めるのであれば「市民等」としてはどうか。	この条例における主体の一つである「市民」は、市・事業者とともに共生社会を目指して取り組む役割を持つもので、それは、居住者に限らず市内で働いている人、通学している人にも役割を担ってほしいと考え、定義しています。	文化財部

項目	意見	回答	部
用語の意義	<p>定義の（3）「事業者」についてもっと明確にした方がよいのではないか。 「事業活動」とは何を指すか。「事業活動を行う者」に個人で事業を行っている者は該当するのか、営利目的ではない事業を行っている法人はどうなのかなど、説明の中でもよいので明確にした方が、条例の対象が分かりやすくなると思う。</p> <p>なお、「障害を理由とする差別の解消に関する基本方針」の中では、事業者について「商業その他の事業を行う者（地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含み、国、独立行政法人等、地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。）であり、目的的営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者である。したがって、例えば、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行うもの、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となる。」とされており、対象が明確であると感じる。</p>	<p>この条例における「事業者」は、法人格の有無や、営利・非営利の別を問わず、市内で事業を行うものを示しているため、特段、詳細の規定をしていません。</p>	健康福祉部
用語の意義	<p>つながる鎌倉条例との表記方法の違いについて確認したい。</p> <p>①事業者を「市内で事業活動を行う者」としているが、つながる鎌倉条例における「市内で事業を行うもの」との違いは何か。</p> <p>※つながる鎌倉条例における「市内で事業を行うもの」とは、特定非営利活動法人（NPO法人）、会社、学校法人、公益法人、独立行政法人、自治区・町内会や市内で市民活動を行うもの等であり、この「事業」とは、営利を目的にしているかどうかは問わない。</p> <p>②説明内容の中で市民活動を行っている団体について「市民活動団体」と「市民団体」とを使い分けていると思うが、どのような違いがあるか。</p> <p>※つながる鎌倉条例では、「市民活動を行うもの」と表記している。</p>	<p>なお、文言については、ご指摘により、整理しました。</p>	市民生活部
用語の意義	【説明】中の（1）の多様性とは「文化的背景」に基づく「文化的多様性」とあるが、具体的例示が1つくらいあった方がわかりやすいと思う。	多様性の例について、文言を整理し、示しました。	健康福祉部
用語の意義	7-2 説明中に「必要かつ合理的な配慮」の具体例を入れたほうが良いと思う。	「必要かつ合理的な配慮」の内容説明は行いますが、具体例については、様々な場面が想定され、どのように配慮するかも場面によって異なることから、別の機会に改めて示していきたいと考えています。	市民生活部
基本理念	基本理念について「市が行うものとする。」との表記になっているが、市民や事業者を主体として基本理念の実現を共有する必要はないか。実施主体を市としている項目が多いので、市民やNPOや事業者の参画を促すような表現にしてはどうか。	共生社会の実現に向けた取組は、市、市民及び事業者が互いに協力しながら実施するものと考え、市民及び事業者も共生社会推進のための主体として、条例で規定しています。ただし、共生社会を実現するための環境づくりは市の責務と考えており、このため、市の責務を中心とした規定を行っています。	健康福祉部

項目	意見	回答	部
市民及び事業者の役割	【説明】に役割としている理由が書かれているが、法律や条例等にも努力規定・努力義務であっても「責務」と規定している法令が多々ある。とりわけ事業者にとって、今後この条例の持つ意義は大きいと思われる所以、「責務」として、もう少し踏み込んだ表現が必要だと思う。折しも外国人労働者の受入れが拡大される時期もあるので。さもなければ、ただの理念条例になるのではないか。	この条例は、市民や事業者に対して何らかの規制をする条例とはしておらず、「責務」を負うよりも、市民や事業者も「役割」を持ち、一緒に社会を作っていくという視点から、「市民及び事業者の役割」としています。	健康福祉部
基本理念	共生社会の実現のためには、市、市民及び事業者が、それぞれの責務を果たし、互いに協力しながら、行うことは必要であると考えるが、「実現に向けた取組の推進」については、市民や事業者が必ずしも「行わなくてはならない」ものではないと考える。「5 市民及び事業者の役割」に記載があるように、この両者がすべきことは「共生社会の実現に向けた取組に努める」ことであり、市民及び事業者を「4 基本理念」に含めるのであるならば、「実現に向けた取組は」、「行うものである」という言葉に変更したほうがよい。あるいは、「実現に向けた取組の推進は」を主語にするならば、「行うこととする」または、「行うべきである」程度がよい。どちらにしても、「推進」の主体は原則として市が担うべきであり、市民や事業者に「行わなければならない」と強制すべきものではないと考える。	ご指摘により、文言を整理します。	教育部
市の責務	「…共生社会の実現を目指すに当たって必要となる認識や理解を市民及び事業者と共有する…」の文章、特に「認識や理解」は共有するものなのか、違和感がある。「…共生社会の実現に当たっては市民等及び事業者と共に認識と理解を図る必要性を共有する…」としてはどうか。		文化財部
地域との連携	地域のつながり課では日頃、自治会・町内会長との連携を図っているので、7-1基本的政策(3)イにある「地域における市民相互の支援体制を整備」するにあたって自治会・町内会と協議するには、情報共有を行っていきたい。		市民生活部
市民等への支援	つながる鎌倉条例は、市民活動の定義を「市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数者の利益の増進に寄与することを目的とするもの」とし、市は様々な施策を講じて市民活動を支援していくこととしており、7-1基本的施策(4)アにある「共生社会の実現に資する活動への支援」の対象と重なる部分があると考えられるため、運用にあたっては、必要に応じて調整を図っていきたい。	この条例は、市が実施する様々な施策に関連するものとなっているため、運用に当たっては、関係課と調整しながら実施したいと考えています。	市民生活部

項目	意見	回答	部
社会的障壁の除去	障害者差別解消法では、市は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明が合った場合は、過度な負担とならない範囲で社会的障壁の除去について合理的な配慮をしなければならないこととされているが、障害者差別解消法に基づく過度な負担を理由に合理的配慮の提供が困難な事例であっても、市の共生条例との関係から「鎌倉市の共生条例の理念に基づいて配慮すべきだ」との意思表示がなされることも想定されるが、法と条例との関係において、どのように整理すべきかを明確にしておく必要がある。	この条例における、社会的障壁の除去のための合理的配慮は、障害者差別解消法よりも手厚い配慮をするという意味ではなく、障害者に限らず、社会的に困難を抱えている市民まで対象を広げて、申し出があった際に合理的配慮を行うと規定したものです。 法との関係とともに、合理的配慮の意味・内容についても、分かるように整理したいと考えています。	健康福祉部
災害等への対応	公助の考えを入れなくて良いのか。後半部分に市としての公助の意味合いを入れ込む必要があると思われる。	この条において、共生の観点から公助の役割について説明していると認識しています。	歴史まちづくり推進担当
災害等への対応	条文を次のように変更してほしい。 「市は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む）においては、自助及び共助の啓発を行うとともに、基本理念に則り、市民等が行う自らの身体及び生命を守るための行動に対して、多様性に配慮した支援を行えるよう取組むものとする。」 【説明】「必要な支援」→「支援」	ご指摘により、文言を整理します。	防災安全部
計画等への反映等	条例の制定、計画の施策に当っては基本理念を最大限尊重して制定または策定するものとするとあるが、どのように担保していくのか。	基本的には、この条例の理念やどのように取組を進めるかを指針等で各課に周知し、条例、計画ごとに担当課で制定、策定していただくことを想定しています。	共創計画部
計画等への反映等	行政計画の評価の実施にあたっては、基本理念の視点を含めて評価するものとする、とあるが具体的にはどのようなものを考えているのか。毎年実施している行政評価と関連させた取組を想定しているのか。	行政計画ごとに評価が実施されているものと認識していますが、この条例の理念を踏まえた計画を策定したときには、その評価の際に、当該理念の視点も含めた評価を実施していただくことを考えています。	共創計画部
表記方法	文中各所にある「一人親家庭」は、「ひとり親家庭等」に変更することが適当である。	ご指摘により、文言を整理します。	健康福祉部
表記方法	5ページ【説明】下から4行目 「生涯学習の現場における」⇒「生涯学習の場における」		教育部
表記方法	7-2 基本的施策の【説明】「LGBT1」⇒「LGBT1」ではないか。又は*印にするなど紛らわしくない書き方の工夫が欲しい。		健康福祉部
表記方法	7-2 説明中の「LGBT」について、近年では「LGBTQ」まで入れたほうが良いのではないか。		市民生活部